

◎新潟県議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定により、次のとおり条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

平成25年1月21日

新潟県議会議長 小川 和雄

- 1 日時  
平成25年1月21日（月曜日）  
本会議（午後1時開議）終了後
- 2 場所  
新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県議会議場（直接請求に係る条例審査特別委員会において）
- 3 事件名  
第1号議案 直接請求に係る東京電力柏崎刈羽原子力発電所の稼働に関する新潟県民投票条例の制定について
- 4 人数  
8人以内
- 5 意見を述べる時間  
40分以内（各陳述者の合計時間）